

朝倉橘廣庭宮跡伝承地

第3次発掘調査報告

1976

九州歴史資料館

はしがき

1. 本書は、1975年12月、九州歴史資料館が古代官衙遺跡の調査の一環として実施した、福岡県朝倉郡朝倉町大字須川の齊明天皇朝倉橋広庭宮跡=伝承地=の第3次発掘調査の記録である。
2. 調査関係者は次のとおりである。
鏡山猛・古川善久・野上保・今掛盛良・柳原恒夫・高田秀郎・樋口弘・渡辺正気・横田義章・龜井明徳（以上九州歴史資料館）
・藤原重明・田中進・井上清彦・田中重男（以上朝倉町）・小川浩一郎・林田益幸・松本聰明（福岡県教育庁朝倉出張所）
3. 本稿は、I・III—横田、II—龜井、IV—渡辺が各々分担執筆した。
4. 朝倉橋広庭宮跡伝承地の発掘調査は今年度をもって一応打ち切ることとする。3年間にわたって、朝倉町、同教育委員会には大変お世話になった。また地元長安寺部落には、区長・土地所有者はじめ在住者各位に一方ならぬ御好意と御協力をいただきことができた。ここに深くお礼申し上げる次第である。

目 次

I	はじめ	1
II	鐘突地区の調査	1
III	長安寺原地区の調査	10
IV	まとめ	12

I. はじめに

九州歴史資料館は朝倉橋広庭宮伝承地第3次発掘調査を、昭和50年12月1日から同12月20日まで行った。過去の2次にわたる調査で、宮としての遺構を確認できなかったので、これまでに調査した寺の前地区、馬乗地区の北に接する未調査の長安寺原地区を今年度の調査予定地として設定した。また一方、以前から県指定史跡とされている長安寺廃寺のある鐘突地区においても寺院遺構（奈良時代）の下層遺構として宮遺構があるかどうかの検討をするために調査対象地とした。

この結果、鐘突地区では寺院遺構の一部を山裾部分（Cトレンチ）で検出したが、その下層および水田地帯には宮遺構・寺院遺構の存在しないことが判明した。

長安寺原地区では、宮遺構と関連する遺構や宮の存在を裏付けるごとき遺物は何ら存在しなかった。7世紀代前後と考えられる土師器・須恵器を若干含む竪穴住居跡を3ヶ所検出したなどだった。

なお長安寺廃寺の東南方約200mの山裾の地点で瓦窯1基を確認した（矢野元藏氏の御教示によった）。おそらく長安寺の瓦を焼いたものと思われる。今後の調査が待たれる。

II. 鐘突地区的調査

この地区は昭和8、9年に長安寺廃寺址として発掘調査が行われ、寺跡の存在が明らかにされた。今回の調査では、宮跡が寺跡の下層遺構として重複している可能性を想定して行った。その結果は、この地区においても宮跡に想定される遺構は存在しないことを確認した。

鐘突地区は、東側を花園山、北を降葉山に接し、西と南側は浅い地溝で囲まれた東西100m、南北150mの平坦地をもち、現在は畑地と水田である。トレンチの設定地番は、大字須川1282、1283番地（通称瓦窯）にA・B、1288番地にE・F、1291の1番地にC・Dの計6本である。

まずAトレンチのうち1283番地は“瓦塚”と称され、かつては墳丘状に大量の瓦の堆積があり土壇の一部の残存ではないかとされていたが、現在は削平され水田となっている。ここでは表土および床土下の粘土層まで掘り下げたが、一片の瓦も発見できなかった。削平の際に瓦は東側の道路下に埋めたということである。また基壇状の痕跡も検出できなかったが、粘土層がトレンチ南端で凹み、黄色の軟質土が入っていた。Aトレンチに直交し東西のB、これらの東南のE・Fの各トレンチでは、耕作土一床土一灰色粘土層または疊混り粘土層の層序で、いずれも遺構は存在しないことを確認した。遺物は土師器の小片を小量発見したにすぎず、宮跡はもとより、寺跡がこの部分に広がっていることも考えられない。

次にC・Dトレンチは、この平坦部の東端の花園山の西裾の地域（柿畠）で、昭和8年調査の第3号遺蹟に相当する。ここは西側の水田から約1.2mほど高く、礎石が存して取り去ら

れたといわれている。昭和8年調査の概略をのべると、南北46尺、東西34尺の矩形に敷石（小礫）が並べられ、その内側の3個所に栗石（根石）を検出し、さらに東北隅の根石の南に5個の礫石が集めて埋められていたことを発見した。これらから東西柱間3間、南北柱間5間（柱間は東西10尺、南北16尺）の南北棟を想定した。

今回の調査では、Cトレンチで礫石1個と根石1個所を検出した。礫石は花崗岩製で90×65cm、厚さ40cmを測り、柱座の造りだしや頗著な加工の痕跡はない。掘方は上表を削られており、残存長径1.6×1.3mの不整形で、深さ12cmをはかり、底に根石が埋められている。掘方の南方向から新しい土壌が掘られ、この礫石が動かされたことが推察でき、従って正確な原位置ではなく、掘方内で転倒しているのかもしれない。礫石上表の絶対高は42.62mである。この礫石の西側に大きな不整円形の掘方を検出し、その中心部に根石が集積されている。この根石はさきのものより量が多く、かつ小形の石であり、また瓦片が混り、創建期のものではないであろう。東西2個の掘方の中心距離は約3m(10尺)で、直交する南北想定線の方位は真北から西へ5度前後の振れである。これら2つの掘方の北に小礫が列状に並んでいるが、前回の

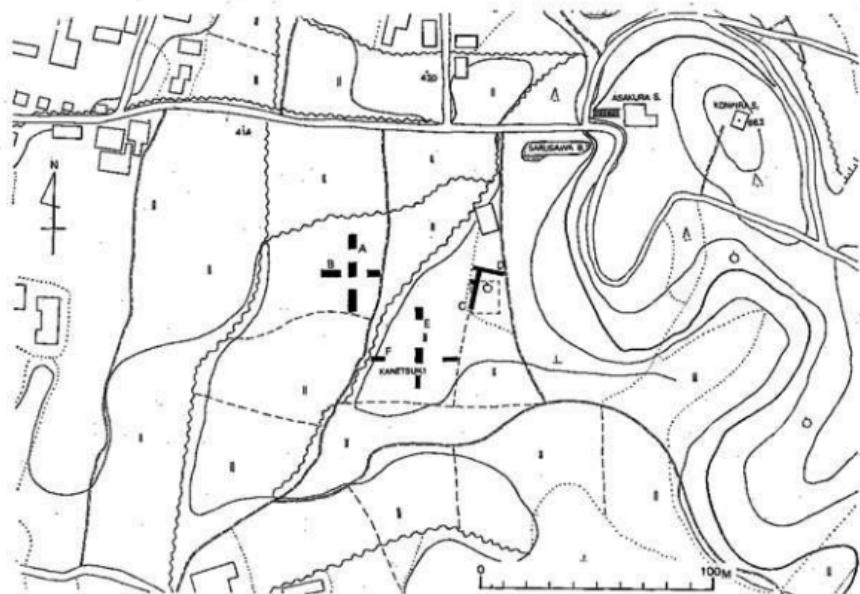


Fig. 1. 鍾突地区地形図

発掘で検出した礎石に相当するものであろうか。

今回の発掘では東西の1間分のみを検出したが、これより両方向にボーリングを行ったところ西側の台地端部に近い部分に1個所、東へは2個所で礎石とおもわれる石の存在を確認した。即ち東西は4間分(12m)、南北方向についても同様にボーリングをすると、西端礎石より南へ15mのところに1個の礎石にあたり、さらにそれより東へ3mのところに1個の礎石が確認された。南北の柱間規模は確認できないが、仮に柱間5間の等間とすれば10尺となる。西側柱に沿って南北に走る現在の段落ちは本来の基壇と考えられ、一部切断調査したところ、板石積基壇を検出した。地形からみると東側は山裾にあたり4間以上の柱間の想定は困難であるので、この建物規模は東西40尺(12m)、南北50尺(15m)程度の南北棟ではなかろうか。

検出した2個所の掘方は基壇積土を切ってつくられているが、Cトレンチ南端において積土を一部切断してみた。積土は最上層に赤褐色と灰色の粘土を版築状に厚さ30cmつき固め、その下に褐色粘土ないし赤褐色粘質土を18cmずつ3層に積み、最下層は暗褐色粘土を地山上においている。積土の厚さは100cmで、西側の一段低い水田面からの比高98cmをはかる。地山を露出した部分は積土の破壊を最少限におさえたいので、小面積にとどめたが、地山表面には遺構は発見できず、またこの積土は寺院建築のため一度に行われたものであり、積土中位に遺構面はない。従ってかつての宮跡の上位に寺院を建立したとする想定は、今回の発掘調査の所見で

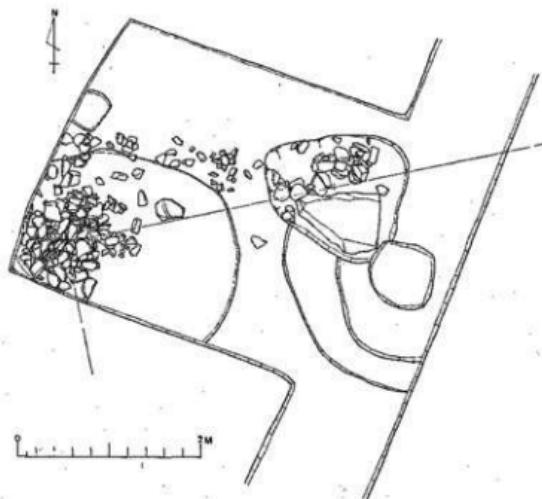


Fig. 2. 鐘突地区礎石建物実測図

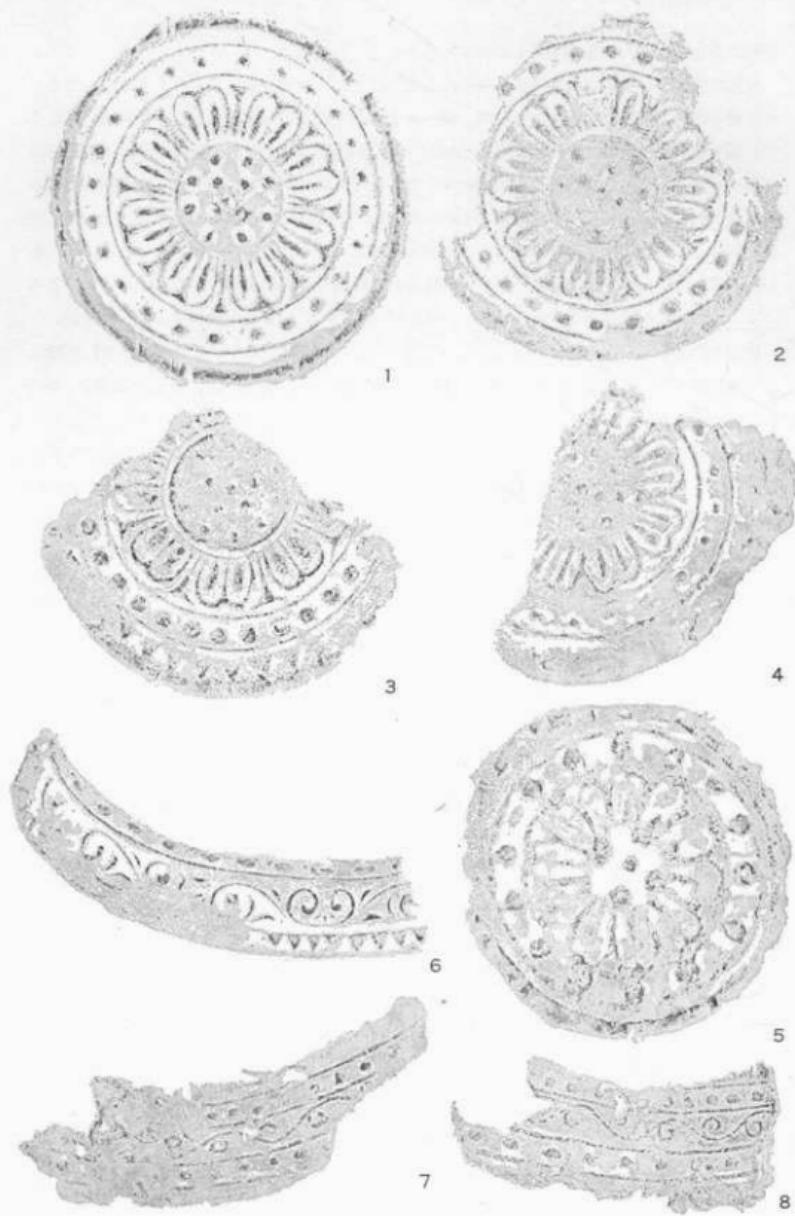


Fig. 3. 長安寺跡出土軒瓦拓影



長安寺跡出土軒瓦



9



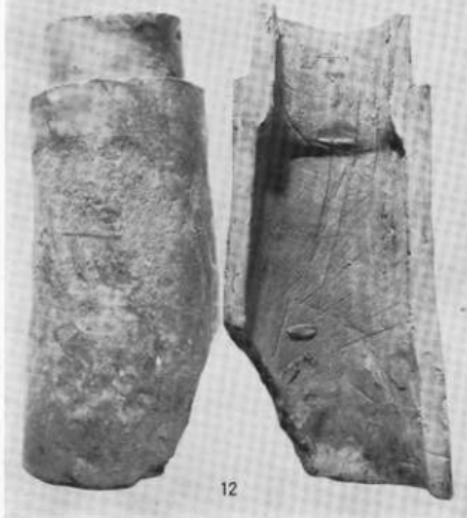
10



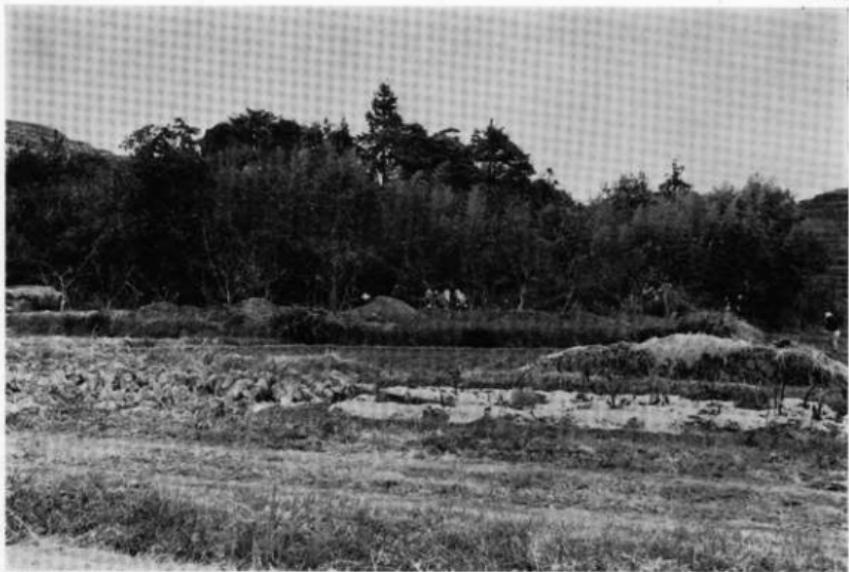
11



13

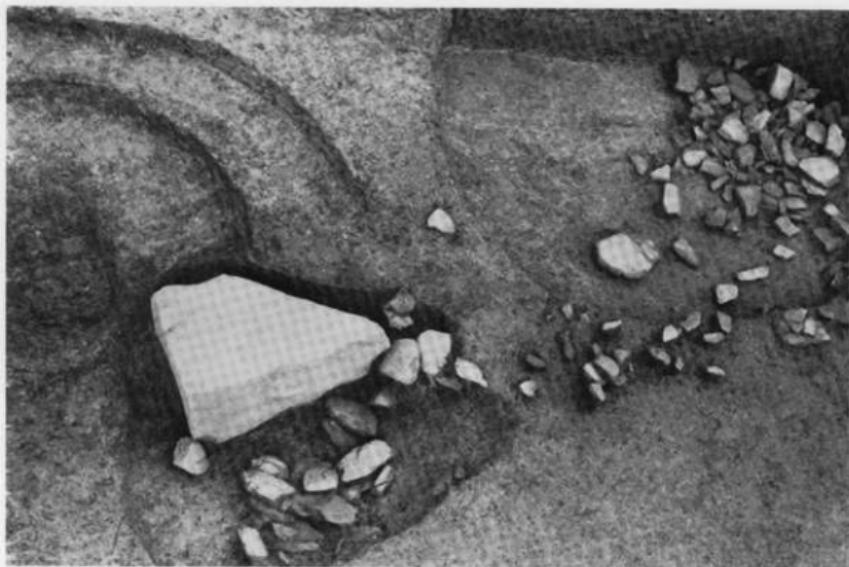


12



(上) 長安寺跡全景 (西から)

(下) 村落内の転用礎石



鐘突地区 長安寺跡北側柱の礎石と根石（東から） Cトレンチ



同 上 (西から)



長安寺原地区 E トレンチ (北から)



長安寺原地区 F トレンチ (南から)

は成り立ち難い。

出土遺物のうち瓦の多くは縄目叩打文であり、極くわずかであるが細い斜格子文がある。また軒平瓦（老司式、段あご）1点をDトレンチ表土から発見した。今まで長安寺磨寺から出土し朝倉町教委、矢野元蔵、星野莊司の各氏が保管している瓦類を調査したので、この機会に図示する。

III. 長安寺原地区の調査

一昨年、第一次調査を行った「寺の前地区・馬乗地区」と東西に貫通する道路をはさんだ北側の地区約20,000m²でゆるやかに南傾する地域が長安寺原地区である。長安寺の民家は主としてこの道路沿いに集中しているが、その裏手は柿園を主体に蔬菜・ブドウ等の畠で、調査をここで行った。以前この地区からは縄文後・晩期の若干の資料が採集されている（遺物は矢野元蔵氏保管）。また当地区に現在残っている地名として「裏屋敷」「殿の屋敷」などがある。調査は宮跡遺構の存否の確認であり、ためにトレンチを設定し、その中を主として耕作掘りとした。

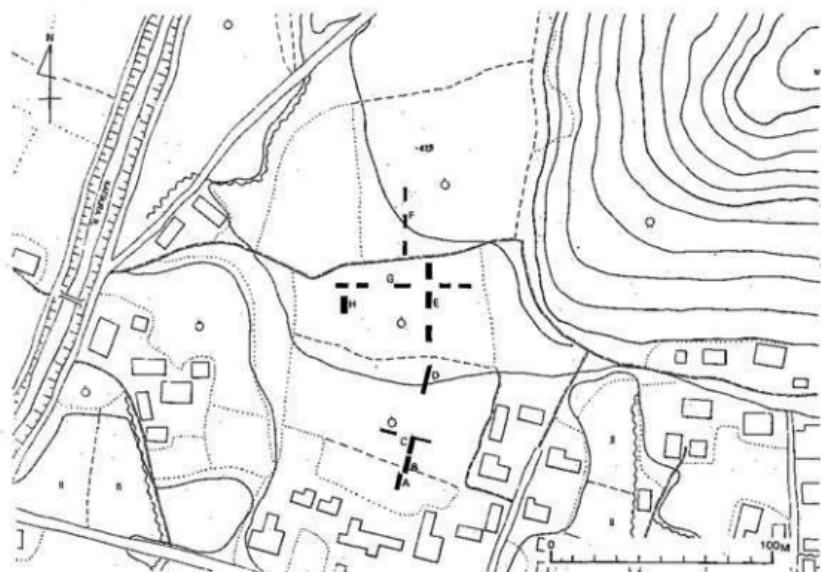


Fig. 4. 長安寺地区地形図

規模は幅を2m程とし、長さは各所の作物等の状況によりそのつど変更せざるを得なかった。

〔遺構〕住居跡を3個所の他、中世の遺構（小さな土器溜り）を1個所検出した。

住居跡1 Eトレンチにおいて大きさなど若干不明確であるが、小砾群の集合状態・焼土の分布・土師器・須恵器を検出したことなどから、その分布範囲を竪穴住居跡と認めることができた。トレンチを拡張しなかったのでその確実な形と大きさは不明であるが、1辺長はおよそ4mとみることができる。竪穴の深さは13cmを数える。なおこの住居跡埋土から、縄文時代の打製石斧を数点発見した。

住居跡2 Eトレンチで検出したもので住居跡1と同様全形は不明である。土師器・須恵器を比較的多く発見している。なお住居跡1よりも焼土・炭の小片堆積が顕著であり、カマドの位置は東南辺ともみることができるが定かでない。

住居跡3 Fトレンチ南端で検出した。この住居跡は柿園での消毒用のパイプ埋設のための掘方に斜め半分を切断されており、全貌はつかめなかったが、埋土はほとんどが焼土・炭であった。おそらく火災したものと思われる。カマドは西辺にあるが残存状態は悪く、竪穴の深まりはやや壺鉢状で最深部16cmである。遺物はほとんどなく、竪穴の壁に密着して耳環が1点残存していた。

中世の遺構 Gトレンチで土器溜りを1ヶ所検出した。土師器は糸切り底をもつもので小破片が多い。

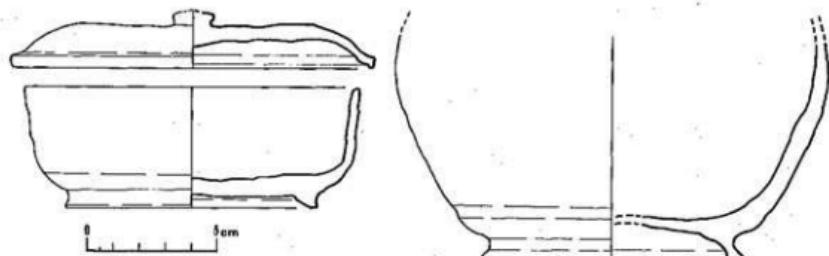


Fig. 5. 住居跡2・出土土器

IV. まとめ

齊明天皇の朝倉橋広庭宮の跡を探索しての3年間の発掘調査を終了したが、結局、大字須川の伝承地一帯には宮跡が存在しないことが明確になった。第1次、第2次の調査では、伝承地の中で、もっとも有力と考えられていた字「寺の前」、「馬乗」の両地区において、7～8世紀頃の堅穴住居跡、掘立柱跡が存在するにかかわらず、宮跡とむすびつく遺構が全然痕跡さえとどめないことは、積極的に宮跡でないことを証明するような結果であった。今年度の第3次調査では、その北隣の字「長安寺原」及び東隣の字「鐘突」地区の調査を行ったが、結果はやはり、前回と同様であった。「長安寺原」では7世紀前後ないし中世の住居跡および土器溜りを発見しながら、宮跡の遺構は全然発見されなかった。「鐘突」地区でも4間×5間と想定される礎石建物遺構を発見したが、その下層に宮跡を推定できる発見はなかった。もっとも発掘面積は狭いものであったが、とともに東隣の小丘の裾であり、この一画だけで宮跡を想定することは、本来困難なところである。この礎石建物の西隣のやや広い水田地域は、寺跡の中心地域と考えて発掘したが、かつて古瓦が堆積していた瓦塚さえ、一片の瓦も発見できず、すっかり削平されていた。しかし、ここが本来、宮跡ないし寺院の中心であれば、かなり整地された土地で、後の水田開発のために、全遺構が削平されるほどの再整地は考えがたい筈であり、したがって宮跡の存在は勿論、主要伽藍の存在さえあやぶまれる。かつて「知識」「寺家」などとともに「大寺」という墨書き器や鬼瓦の出土でかなりの大寺院を想定していたが、それさえ検討を要することとなった。しかし、このような大寺さえ削平するほどの大工事が、宮跡さえすっかり削平したとすれば、もはや、考古学的探索の場外という外はない。

上記のような結果であったが、しかし私達は、朝倉橋広庭宮が、現在の朝倉郡内にあったことは確信する。それは、日本書紀の関連記事を見れば、自から考えられるところである。しかし、それ以上の局所をかぎることは、現段階では勿論、明確な何の証拠もない。ただ、上座、下座と分けた場合、上座郡の、しかも、現在の朝倉町内であろう予感がしてならない。勿論、現在の朝倉町の町名は、明治22年町村制施行時に山田村、菱野村、古毛村の3ヶ村が合併して朝倉村と名づけられたことによる。その後、昭和30年の町村合併時に、この朝倉村と宮野村、大福村の3村が合併して、朝倉村となり、さらに昭和37年4月、朝倉町となった。大字須川は上記の宮野村のうちである。したがって、江戸時代には朝倉村という名はなかった。また、明治15年の字小名調²¹の上座・下座両郡の項をみても、宮跡とか朝倉にふさわしい名称は何も見えない。上座郡の「宮野村」がもっとも宮跡に近い名前である。その宮野村の隣村の須川村に「八ツ並」という字がある。ここからは宝珠つまみの蓋などの須恵器と共に伴する火焼した炭化米や焼壁の断片などの出土がつたえられ、さらにこの地域の北端では東西方向にならぶ多数の礎石（花崗岩）が地下に埋没しているともいわれ、地元では上座郡の郡衙の跡ではないかと考えられている²²。今、朝倉郡、就中、上座郡の地形をみると、そのような感がないでもな

い。或いは宮跡の地を郡衙に利用したかもしれない。したがって、私達は、この地の発掘調査も考慮のうちに入れたいと思っている。しかし、郡衙の遺構自体、我々の知見では、全国的にみても、必ずしも材料が多いとは言えない。もし宮跡と郡衙とが重複している場合は、あらかじめ郡衙の遺構のあり方を明確に把握しておかないと、宮跡と郡衙跡との正しい分析は困難であろう。こういう見地から、私達は、今後広く九州の国府、郡衙の調査、研究を行って、そのちあらためて施土重来この「ハツ並」の地をはじめ、宮野地域について再検討したいと考えている。

齊明天皇が68才の高齢をもって、この筑紫の地に宮をつくられ西下されたのは、積極的な朝鮮対策のためである。博多付近ないし現在の太宰府より南のこのような奥地になぜ宮がつくられたかとはよく質問されるところであり、私達自身も常に考えるところである。これらも宮跡が明確になってからのことと思われるが、ただ私には、このあたりの筑後川の様相が、百濟の都の扶余などの景観にもっとも相似たように思われるので、あるいは河戦訓練のため、あるいはまた、造船準備などのためにえらばれたのではないかと思われてならない。そしてさらには北筑海岸からだけでなく、有明海水軍の発遣も考慮にいれてのことではなかったか。博多周辺より危難をさけるということではなく、むしろ積極的な意図のもとに定められたと思うものである。

註1 福岡県史資料第7編（昭和12年）所収

註2 松本憲明氏のご教示による。氏によれば上座郡郡衙説は佐賀大学日野尚志助教授の説とのことである。

日野尚志「筑後川流域右岸における条里について一筑前国夜須・上座・下座三郡、筑後國・御原・御井（一部）二郡の場合」（佐賀大学教育学部『研究論文集第23集』1975 所収）

朝倉橋廣庭宮跡伝承地

第3次発掘調査報告

昭和51年3月31日発行

発行 九州歴史資料館

福岡県筑紫郡太宰府町大字太宰府

〒818-01 TEL 09292-3-0404

印刷 福岡印刷株式会社

福岡市博多区大字那珂142

TEL 451-0027

